

バドミントン競技規則(諸規程集)

2014 - 2015

改訂早見表(主要な改訂箇所のみ抜粋)

- : 最重要
- ◎ : 重要
- : 語句変更など
- △ : パラ・バドミントン

- 改訂条項 P10 競技規則 第9条「サービス」(6) 改定
改訂後 (6) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。 ※追記
- 改訂条項 P34 付録5 審判用語 4.2 改定
改訂後 4.2「[プレイヤー名または団体戦の場合は(チーム名)のみ]リタイアド(棄権)」
‘……’ (name of player/team) ‘retired’ ※追記
- △ 改訂条項 P36 付則 パラ・バドミントン競技規則【図C】改定
改訂後 立位シングルスハーフコートとサービスコート
- △ 改訂条項 P37 同上 第9条「サービス」改定
改訂後
第1項(2)に下記の項目を追加
① パラ・バドミントン車椅子及び立位クラスのハーフコート(競技コート半面)の場合、図A、図C がそれぞれに適用される。
第1項(3)に下記の項目を追加
車椅子バドミントンの場合: サービスを始めてからサービスがなされるまで、サーバー及びレシーバーのホイールはその位置でコート面に接していなければならない。ただし、サーバーの車椅子の反対方向への自然な動きは除く。
第1項(5)に下記の項目を追加
① 車椅子バドミントンの場合、サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーの脇の下より下になければならない。
② ウェストライン固定の試行については、サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がコート面から1.10m より下になければならない。
第1項
(6) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。
- △ 改訂条項 P38 同上 第13条「フォルト」改定
改訂後
第4項(5)の次に下記の項目を(6)として追加
(6) 車椅子バドミントンの場合、インプレーで、プレイヤーが
① シャトルを打つ瞬間、プレイヤーの胴体(どの部分も)が車椅子のシートに接していないとき。
② フットレストがなく、両方または一方の足が固定されていないとき。
③ プレー中に、プレイヤーの両足のどの部分でも床に触れたとき。
- △ 改訂条項 P39 同上 第17条「審判員の責務と処置すべき訴え」を追加
改訂後
第17条 審判員の責務と処置すべき訴え
第5項 審判員の判定は、その審判員の責任とするすべての事実に関して最終のものである。ただし、次の場合を除く。
(1) 主審は、もし線審が明らかに間違ったコールをしたと確信した場合には、線審の判定を変更することができる。
(2) レフェリーは、もしインスタントリビューシステム(IRS)を実施している大会の場合には、そのシステムを使っていかなるラインコールのチャレンジに対して決定を下すことができる。

△ 改訂条項 P40 同上「※最後に」改定

改訂後

本条文は2013年11月BWF発表のパラ・バドミントン競技規則に基づき編集致しました。「付録6 パラ・バドミントンの付加的な用器具」については掲載しておりません。お読みになりたい方は直接BWFのホームページにアクセスしてください。また、日本障害者バドミントン協会(JBAD)の特別ルール、そして車椅子、立位等クラス分けの詳細をお知りになりたい場合は、直接JBADのホームページにアクセスしてください。

◎ 改訂条項

P43 大会運営規程 6.「大会基本要項」

6-1「全日本総合バドミントン選手権大会」④「参加資格」

I「本選出場有資格者」C. 追加

改訂後 C. (その年度開催の)全日本学生ミックスダブルス選手権大会 ランキング 4位以内 ※追記

◎ 改訂条項 P44 同上 II「予選出場有資格者」C. H. 追加

改訂後 C. (その年度開催の)全日本学生ミックスダブルス選手権大会 ランキング 5位-8 ※追記

H. 日本ランキングサーキット大会の男女単・複、混合複 8位以内 ※追記

◎ 改訂条項 P45 同上 ⑥「表彰」II. III. 改定

改訂後 II. 各種目とも優勝者に会長杯及び賞状授与

III. 各種目とも3位までの入賞者に本会のメダル授与

※賞状→

● 改訂条項 P45 同上 6-2「全日本社会人バドミントン選手権大会」

D. E. 追加

改訂後 D. 日本国籍を有する者または日本国で出生し引き続き国内に居住している者

※追記

E. (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。

※以外削除

○ 改訂条項 P46 同上 ⑤「組合せ」I. 改定

改訂後 I. 本会が指名した競技役員長(レフェリー)もしくは、競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員との間で行う。

※追記

○ 改訂条項 P46 同上 ⑥「表彰」II. III. 改定

改訂後 II. 各種目とも3位までの入賞者に賞状授与

※追記

III. 各種目とも3位までの入賞者に本会のメダル授与

※メダルに

● 改訂条項 P47 同上 6-3「全日本シニアバドミントン選手権大会」

④ ⑤ ⑥ 改定

改訂後

④ 参加資格 本会年度本会の登録会員で次のI. II.のいずれかに該当し、III.の要件を満たす者。

※追記

I. 前年度本大会各種目ベスト16以上の者。

(該当種目に限らず2種目の参加を認める。但し、単と混合複は兼ねられない。)

※追記

II. (公財)日本バドミントン協会決定の各都道府県割当枠内の推薦者。

III. (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。

※以外削除

⑤ 組合せ 本会が指名した競技役員長(レフェリー)もしくは、競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員との間で行う。

※追記

⑥ 表彰

・各種目とも3位までの入賞者には本会のメダルと賞状授与

※置換

○ 改訂条項 P48 6-4「全日本ジュニアバドミントン選手権大会」

⑤「組合せ」改定

改訂後 ⑤ 組合せ 本会が指名した競技役員長(レフェリー)もしくは、競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員との間で行う。

※置換

◎ 改訂条項 P50 第2章「大会」第6条 23. 追加

改訂後 23. 全日本学生バドミントンミックスダブルス選手権大会

※追記

○ 改訂条項 P50 同上 第7条 (3) 改定

改訂後 (3) 2. 3. の大会と残り全国7連盟主催の計15の第1種大会も、本条(2)に準ずる。 ※13→

- ◎ 改訂条項 P51 同上 第9条 5. 追加
改訂後 **5. 世界シニアバドミントン選手権大会** ※追記
- ◎ 改訂条項 P55 同上 第4章「競技者及び試合」第24条 (3) 改定
改訂後
(3) ウェア(上衣)には、右襟、左襟、右袖、左袖、ウェア前面の5カ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、**プレーヤー名**を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとする。
① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
② **上記3つの内1つは50cm²以内でも可とする。(メーカーロゴを除く)** ※追記
③ メーカーのロゴはその数に入れない。
- 改訂条項 P59 同上 第8章「付則」解説5「第32条について」改定
改訂後
シード数並びにその順位については、**第28条**に従い大会の競技役員長(レフェリー)もしくは、競技審判部長(デピュティレフェリー)の**指示の下**、主管団体役員との間で協議し決定する。 ※大会委員長、総務部長を削除
- 改訂条項 P60 同上 付録1[要項]22. 追加
改訂後 **22. ドーピングを実施する大会はその旨を記載する** ※追記
- 改訂条項 P60 同上 [付録 1. 要項の解説]順序入れ替え
改訂後
8. チーム編成には、
10. 競技方法には、次の事項が記載されていなければならない。
12. 参加資格には、
15. 申し込み締切期日には、
18. 表彰には、次のことを明示する必要がある。
23. 備考には、次のことなどを明示する必要がある。 ※番号替え
- 改訂条項 P62 同上 付録2[役員]
1. I. 「競技審判部長(デピュティレフェリー)」改定
改訂後
競技審判部長(デピュティレフェリー)
本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主管団体役員が指名した者 ※置換
- 改訂条項 P63 同上 1. II. 改定
改訂後
本会と加盟団体の共催、または主管(第2章第6条5. 6. 7. 8. 9. 11. 12. 13. 14. 16. 17. 18. 19. 22. **23**の大会)
競技役員長(レフェリー)
本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が**任命した者** ※認めた→
競技審判部長(デピュティレフェリー)
本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主催連盟役員・主管団体役員が指名した者 ※置換
- 改訂条項 P82 公認審判員規程 第3条「主審への助言」
第5項 (6)「コートの外からのアドバイス」② 改定
改訂後
・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装～**チームユニフォーム・シャツ**～レフェリーに委ねる ※追記
・コーチは、許可されたインターバル(競技規則第16条第2項参照)の間を除き、指定された椅子に着席するものとし、マッチ(試合)中、コートのそばに立ってはいけない。**またコーチが他のコートに移動したいときは必ずシャトルがインプレーでないときに動くこと。** ※追記
・コーチはマッチ(試合)中、相手側のプレーヤー、コーチ、チーム役員にどのような方法でも連絡を取ってはいけない。またその目的のためあるいは、自分のプレーヤーに対してのアドバイスやコーチングのために、携帯電話、パソコン等、それに類似したいかなるモバイル機器をも使用してはならない。 ※追記

- ◎ 改訂条項 P85 同上 第7項「不品行な振舞い」(2) 改定
改訂後
(2) ゲームとゲームの間**またはインターバル中の「不品行な振舞い」**はゲーム中のそれと同様に処理される。主審は「不品行な振舞い」が起きたらすぐに、本項(3)から(5)のいずれかのコールをする。 ※追記
- ◎ 改訂条項 P86 同上 (6) 改定
改訂後 (6) そして競技役員長(レフェリー)がその違反した**プレーヤーまたはペア**の失格を決めた場合には、主審に、競技役員長(レフェリー)からブラックカードが渡される。 ※サイド→
- 改訂条項 P88 同上 第5条「サービスジャッジへの助言」右下図
改訂後
競技規則第9条第1項6の違反
サーバーの持つラケット**ヘッド**及びシャフトがシャトルを打つ瞬間に下向きでなかったとき ※追記
- 改訂条項 P94 公認審判員資格登録規程 第4章「手続き」第11条 改定
改訂後
1級は、**4,000 円(税別)**
2級は、**3,000 円(税別)**
3級は、**2,000 円(税別)**
準3級は、**1,000 円(税別)**
- 改訂条項 P95 同上 第14条 改定
改訂後
1級は、5年間で **15,000 円(税別)**
2級は、3年間で **7,500 円(税別)**
3級は、3年間で **5,000 円(税別)**
- 改訂条項 P95 同上 第15条 改定
改訂後 資格登録料[3年間で**5,000 円(税別)**]も免除されるという特典がある[資格認定申請料**2,000 円(税別)**は必要]。
- 改訂条項 P104 国際審判員資格者養成規程
第2章「国際審判員制度」第4条 改定
改訂後 **尚第3条⑨の資格は本会が推薦しBWF より認定を受けた者が取得する。** ※追記
- 改訂条項 P104 同上 第7条 改定
改訂後 受験資格者(BWF 国際線審を除く)は、受験申込み時点で**満40 歳**以下であることが望ましい。 ※35→40
- 改訂条項 P107 公認レフェリー資格登録規程
第3章「検定審査基準及び資格」第8条 改定
改訂後 少なくとも10 大会以上経験したもの、もしくは**本会が推薦した公認B 級レフェリー有資格者とする。** ※追記
- 改訂条項 P108 同上 第4章「手続き」第11条 改定
改訂後 A級は、**5,000 円(税別)**
B級は、**4,000 円(税別)**
- 改訂条項 P108 同上 第13条 改定
改訂後 A級は、5年間で**5,000 円(税別)**
B級は、3年間で**3,000 円(税別)**
- 改訂条項 P109 同上 第15条 (2) 改定
改訂後 (2) **所定の資格登録を更新しないとき** ※置換